

## 伊達市集会所等エアコン設備設置補助金交付要綱

### （趣旨）

第1条 この要綱は、市が町内会又は行政区等地域の自治組織（以下「町内会等」という。）が管理又は運営する地域住民の集会施設等（以下「集会所等」という。）におけるエアコン設備の設置に係る経費の補助を行うため、伊達市集会所等エアコン設備設置補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、伊達市補助金等の交付等に関する規則（平成18年伊達市規則第40号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### （補助対象町内会等）

第2条 補助金の交付を受けることができる町内会等は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

（1）集会所等を管理又は運営している町内会等

（2）補助対象となるエアコン設備について、他の公的機関等から本要綱に類する補助を受けていないこと。

2 集会所等を複数の町内会等で管理又は運営している場合は、その町内会等のうち1町内会等を交付対象町内会等とする。

### （補助対象経費）

第3条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、エアコン設備本体の購入及び設置に係る費用とし、1町内会等当たり2台を上限とする。

2 補助対象となるエアコン設備は、省エネ性能に優れているものでなければならない。

### （補助金の額等）

第4条 補助金の額は、補助対象経費の3分の2以内の額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、1町内会等当たり30万円を限度とする。

2 補助金の交付は、1町内会等につき1回限りとする。

### （交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする町内会等は、集会所等エアコン設備設置補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

（1）集会所等エアコン設備設置補助金収支予算（決算）書（様式第2号）

（2）補助対象経費に係る見積書

（3）集会所の位置がわかる書類

(4) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による補助金の交付申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を適当と認めるときは、集会所等エアコン設備設置補助金交付決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

(実績報告等)

第7条 補助金の交付決定を受けた町内会等は、エアコン設備の設置が完了したときは、集会所等エアコン設備設置補助金実績報告書兼請求書（様式第4号）に次に掲げる書類を添えて、速やかに市長に提出しなければならない。

(1) 集会所等エアコン設備設置補助金収支予算（決算）書

(2) エアコン設備を設置したことがわかる写真

(3) 補助対象経費に係る領収書の写し

(4) その他市長が必要と認める書類

(財産の処分の制限)

第8条 規則第21条に定める財産の処分を制限する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める期間とする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。